

平成22年度 財政状況資料集

総括表（市町村）

都道府県名	愛知県	市町村類型	I-2	指定団体等の指定状況		区分		区分		区分	
				財政健全化等	財源超過	平成22年度(千円)	平成21年度(千円)	平成22年度(千円・%)	平成21年度(千円・%)		
市町村名	飛鳥村	地方交付税種地	2-4	×	○	歳入総額	5,323,347	8,061,285	実質収支比率	6.2	9.1
人口	22年国調(人) 4,525 17年国調(人) 4,369 増減率(%) 3.6	産業構造		○	×	歳出総額	4,950,931	7,528,972	経常収支比率	64.3	61.9
住民基本台帳人口	23.03.31(人) 4,526 22.03.31(人) 4,496 増減率(%) 0.7	第1次	17年国調 344 12年国調 394	×	×	歳入歳出差引	372,416	532,313	(※1)	(64.3)	(61.9)
面積(km ²)	22.53	第2次	28.8 32.9	×	×	首都	110,416	117,759	標準財政規模	4,253,761	4,548,811
人口密度(人/km ²)	201	第3次	1,418 1,402	×	×	近畿	262,000	414,554	財力指数	2.55	2.77
世帯数(世帯)	1,288		56.2 52.3	×	×	中部	-152,554	125,249	公債費負担比率	2.7	2.4
職員の状況				×	×	過疎	751,906	17,596	健全化判断比率	-	-
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	繰上償還金	-	-	-
	市区町村長	1	8,400	一般職員	88	270,776	3,077	積立金取崩し額	-	780,176	-
	副市区町村長	1	7,050	うち消防職員	-	-	-	実質単年度収支	599,352	-637,331	-
	収入役	-	-	うち技能労務職員	2	4,962	2,481	基準財政収入額	3,164,164	3,392,603	-
	教育長	1	6,550	教育公務員	-	-	-	基準財政需要額	1,420,718	1,311,227	-
	議会議長	1	3,950	臨時職員	-	-	-	標準税収入額等	4,114,322	4,409,703	-
	議会副議長	1	3,100	合計	88	270,776	3,077	経常経費充当一般財源等	2,787,527	2,714,018	-
	議会議員	8	2,900	ラスパイレス指数	-	-	94.7	歳入一般財源等	4,836,749	5,735,175	-
								地方債現在高	611,277	721,544	-
								うち公的資金	552,477	648,044	-
							債務負担行為額(支出予定額)	296,531	223,373	-	
							収益事業収入	-	-	-	
							土地開発基金現在高	455,729	454,361	-	
							積立金	3,079,112	2,327,206	-	
							現在高	27,364	27,242	-	
							財政調整基金	4,058,245	3,829,799	-	
							減債基金	-	-	-	
							その他特定目的基金	-	-	-	

一般会計等の一覧	事業会計の一覧	公営企業(法適)の一覧	公営企業(法非適)の一覧	関係する一部事務組合等一覧	地方公社・第三セクター等一覧
項番	会計名	項番	会計名	項番	組合等名
(1)	一般会計	(3)	国民健康保険特別会計	(8)	農業集落排水処理施設事業特別会計
(2)	土地取得特別会計	(4)	老人保健特別会計	(9)	愛知県市町村職員退職手当組合
		(5)	介護保険特別会計(保険事業勘定)	(10)	海部地区水防事務組合
		(6)	介護保険特別会計(サービス事業勘定)	(11)	海部南部消防組合
		(7)	後期高齢者医療特別会計	(12)	海部地区環境事務組合
				(13)	海部南部広域事務組合(一般会計)
				(14)	海部南部広域事務組合(障害者自立支援特別会計)
				(15)	海部地区急病診療所組合
				(16)	海部南部水道企業団
				(17)	愛知県後期高齢者医療広域連合(一般会計)
				(18)	愛知県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)
				(19)	海部津島土地開発公社

(注釈)
 ※1: 経常収支比率の()内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。
 ※2: 地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。
 ※3: 資金不足比率欄には、資金が不足している会計のみ記載している。